

特定創業支援事業  
**創業スクール**

ビジネスの専門家から、起業に関して実践的なノウハウを学べる計8回の講座。ブラッシュアップ個人面談、交流会あり  
**場所** ビジネスプラザおおさか(大阪市中央区備後町2丁目1-1第二野村ビル4階)  
**対象** 起業志望者(起業している人も可)  
**定員・受講料** 20人・20,000円  
**申込み** 4月1日(水)までに、ビジネスプラザおおさか ☎ 06 (6202) 1755へ(先着)  
**問合せ** 産業振興課へ

	とき	内容
4月	8日Ⓢ 午後6時～8時	スクールガイダンス
	15日Ⓢ 午後6時～8時	ビジネスプラン作成準備
	25日Ⓢ午前10時～午後5時	経営ビジョンの基礎知識など
5月	13日Ⓢ 午後6時～8時	創業事業計画の作り方
	16日Ⓢ午前10時～午後5時	ビジネスプラン作成ワークショップ
	27日Ⓢ 午後6時～8時	財務・会計に関する基礎知識、販路開拓方法
6月	3日Ⓢ 午後6時～8時	登記・許認可・労務に関する基礎知識
	20日Ⓢ 午後1時～5時	プレゼンテーション発表会

◆補助金活用セミナー 補助金活用・申請方法を学ぶ  
3月18日(水)午前10時～12時

●お知らせ  
時(個別相談あり)※午後0時～1時に、市商工会(南千里丘4・35)で定員30人/要申込み(11日(水)までに産業振興課へ☎可・先着)

高齢者のつどい場づくりを応援します！  
**市立集会所の使用料を補助**

市では、高齢者の介護予防や交流を目的として「カフェ型つどい場」を運営する団体に、市立集会所の使用料を補助しています。



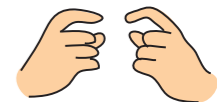
- 補助金の交付対象は？  
下記の内容をすべて満たすことが条件です。  
・お茶を飲んだり会話をしたりすることが主な活動内容であること  
・月2回以上の実施で隔週または週1回の実施であること  
・1回あたりの活動が60分以上であること  
・市立集会所が活動場所であること  
・おおむね2年以上継続して実施できること  
・参加者は特定の人に限定せず、広く地域住民を受け入れること  
・他の制度による補助を受けていないこと
- 補助金の対象経費は？  
集会所使用料(光熱水費を含む)
- みんなどんなことをしているの？  
活動内容はさまざまですが、お茶を飲みながら、おしゃべりしたり、歌やゲーム、折り紙などを楽しんでいる団体もあります。

問合せ 高齢介護課へ

●高齢福祉  
◆ふれあい入浴 ①3月15日(日)午後4時～10時に、ヘルシーバス千里丘で②3月21日(土)午後2時～5時半に、とりかい白鷺園で/対象は①小学生以下と65歳以上②65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自でご持参ください/問合せは高齢介護課へ

府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーション手段確保のため、「手話通訳」の養成講座を実施します。  
※受講判定試験あり※受講料は無料。テキスト代のみ自己負担



日程 6月～来年3月頃(30回程度)  
定員 10人程度  
申込み 3月下旬頃までに、受講申込書を郵送(〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13 公益社団法人大阪聴力障害者協会 大阪府手話通訳者養成講座担当)または府ホームページから申込み  
問合せ 同協会 ☎ 06 (6761) 1394へ

4月から「同一労働同一賃金」制度が施行

働き方改革の一環で、4月1日から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。※中小企業は、来年4月1日から

- ①不合理な待遇差の禁止  
同一企業内で、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化  
非正規労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになる
- ③行政による事業主への助言・指導などや裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備  
都道府県労働局が、無料・非公開の紛争解決手続を行う

○問合せ  
【雇用主向け】労働時間管理や賃金制度などの見直し、助成金の活用などの相談  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター(大阪市北区天満2丁目1-30) ☎ 0120 (068) 116へ  
【労働者向け】正社員との待遇差に疑問を感じたらこちらへ  
大阪府労働局雇用環境・均等部 ☎ 06 (6941) 8940へ

新生活のスタートに賃貸契約は注意が必要  
4月は新生活をスタートする人が多い時期です。住まいの賃貸契約を交わす場合には、次の点に注意しましょう。  
【注意点】住宅の賃貸契約では、退去時の「原状回復の義務」に関するトラブルが発生する場合があります。借主が、入居中に、「故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用」により毀損させた場合は、退去時にそれを復旧させる義務があります。入居前にあった傷や経年劣化の場

暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

合には不要です。退去時に、自身がつけた傷ではない箇所(修理工を要する)の修理工を要する箇所は、借主が負担する必要があります。立会いできない場合は、借主が傷のある箇所を写真に撮り、別紙に書いて貸主に提示することで双方の責任の所在を明確にできます。